

2002年2月12日

自民党「青少年有害社会環境対策基本法案」に対する意見

社団法人 日本書籍出版協会
理事長 渡邊 隆 男

自民党が今通常国会に提出を目指していると伝えられる「青少年有害社会環境対策基本法案(未定稿)」(以下、「本法案」)は、言論・出版等の表現の自由を規制し、「青少年の健全な育成」を名目に、すべてのメディアを政府の管理下に置こうとするものである。表現の自由は、民主社会の基盤であり、これを阻害する本法案こそ「有害」といわざるを得ない。本法案は、速やかに撤回されるべきであり、良識ある世論に訴える次第である。

当協会は、すでに「青少年社会環境対策基本法案(素案)」に対して見解を公表(2000年10月4日)し、法律の制定に反対である旨を表明してきた。

現在、自民党の内閣部会青少年を取り巻く有害な環境対策の推進に関する小委員会(田中直紀委員長)で検討している本法案は、特に出版、放送、新聞などのメディアを対象にしたものであり、「急激な情報化の進展、過度の商業主義的風潮のまん延等」が青少年有害社会環境をもたらしているとして、その要因を一方向的にメディア環境に帰している。高度情報社会といわれる今日、伝達手段の多様化により多種・多様なメディアが氾濫している。しかしながら、各メディアは、成長過程にある青少年の健全な育成に配慮し、それぞれ自主・自律的な具体的取組みを行っている。本法案はこうした取組みを蔑ろにするものである。

また、本法案は、「事業者が青少年の健全な育成を阻害することがないように配慮する等必要な措置を自主的に講ずる」としながら、事業者および事業者団体に対し、青少年有害社会環境の適正化のための協定等の締結または設定に加え、「青少年有害社会環境対策協会」の設立・加入、苦情処理等の必要な措置を講ずることを求めている。さらに、主務大臣および都道府県知事は、「青少年有害社会環境対策協会」の設立等の届出義務、業務への指導または勧告等を通して事業者・事業者団体を監視できる仕組みとなっている。また、内閣総理大臣が指導・監督権限を持つ「青少年有害社会環境対策センター」を設立し、各種の業務を行わせることとしているが、このなかで苦情処理、商品・役務の供給等の調査などの業務を行うことで、これら事業者・事業者団体の活動への介入を可能としている。これらは、将に思想・表現の統制に道を拓くものであり、多様な価値観の共存を許容する現代社会にとり、極めて有害といわざるを得ない。

当協会は、日本雑誌協会、日本出版取次協会、日本書店商業組合連合会とともに「出版倫理協議会」を組織し、長年にわたり青少年の健全な成長と自主・自律的な活動を進めている。さらに昨年9月には、店頭での区分陳列販売の徹底を図るため、学識経験者を加えた第三者機関である「出版ゾーニング委員会」を発足させ、新たな識別マークの表示を開始し、青少年への閲覧・販売を規制する自主的な措置を強化した。

当協会は、言論・出版等の表現の自由を規制する本法案に、改めて断固反対の意を表明するものである。

青少年の健全な育成に求められている施策は、昨年の12月制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の目的で示されている「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進」するなどの前向きな活動を通して、良好な社会環境を確保することが必要であると考えます。

以上